

豊中市立小・中学校におけるタブレット等使用規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、豊中市立小・中学校に配備するタブレット等（iPad 端末及び付属品等をいう。以下「タブレット」という。）の使用について必要な事項を定めるものとする。

(使用目的)

第 2 条 タブレットは、学校の教育課程に則った学習の質、効果の向上及び学習内容の定着、及び校務の効率化に資することを目的として使用するものとする。

(管理責任者)

第 3 条 管理責任者は、校長とする。管理責任者は、タブレットの使用が適正に行われるよう、使用状況を把握し、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

(使用者)

第 4 条 タブレット使用者（以下「使用者」という。）は、豊中市立小・中学校の教職員及び児童生徒に限るものとする。

(使用手続)

第 5 条 タブレットを使用する児童生徒の保護者は、別に定めるところにより、管理責任者に届けなければならない。

(注意義務)

第 6 条 使用者は、この規程の規定及び別に定める使用ルールを遵守してタブレットの使用を適正に行うとともに、携帯中の毀損、紛失、盗難等の防止に十分注意しなければならない。

(データ管理)

第 7 条 使用者は、タブレットの使用後、使用する際に作成されたデータを削除する。ただし、豊中市教育長（以下「教育長」という。）又は管理責任者が必要と認める場合は、一定の期間、タブレットに保存しておくことができる。

(校外における使用)

第 8 条 タブレットを校外に持ち出す場合には、使用者は管理責任者の許可を得なければならない。また、その際には、すみやかに使用者の自宅など管理責任者の指定する目的地に運ぶこととし、目的地以外の場所に放置してはならない。

(セキュリティ)

第 9 条 タブレットの使用に当たっては、不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成 11 年 8 月 13 日法律第 128 号)、著作権法(昭和 45 年 5 月 6 日法律第 48 号)、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)等の情報セキュリティ及び知的財産の保護に関する法令及び豊中市個人情報保護条例(平成 17 年豊中市条例第 19 号)を遵守しなければならない。

(禁止事項)

第 10 条 タブレットにおける次の各号に掲げる事項については、これを禁止する。

(1) 第 2 条に規定する目的以外の使用

(2) 使用者以外の者への転貸、売却及び譲渡

- (2) ID、パスワードの変更及び漏洩
- (3) 使用者の個人的なメールアドレス、クラウド用アカウント等の使用
- (4) 使用者の個人のクレジットカード情報や iTunes 情報等、個人情報の入力
- (5) タブレットにおける利用が許可されていないファイルへのアクセス
- (6) 不当な又は使用者によるハードウェア、ソフトウェアの設定変更
- (7) ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)の利用
- (8) 学習上必要のあるサイト以外の閲覧
- (9) アプリ内課金
- (10) 不正な制限解除
- (11) 前各号に掲げるもののほか、情報セキュリティに脅威を及ぼすと教育長又は管理責任者が認める事項

(改善指導)

第 11 条 管理責任者は、前条に規定する禁止行為を行った使用者に対し、改善するよう指導しなければならない。指導後も改善が図られない場合は、当該使用者等のタブレットの使用を停止するものとする。

(報 告)

第 12 条 使用者は、次の各号に掲げる障害・事故等が発生した時は、ただちに管理責任者に報告しなければならない。

- (1) タブレットを毀損したとき
- (2) タブレットを紛失したとき
- (3) タブレットが盗難の被害にあったとき、またその可能性があるとき
- (4) タブレットのパスワードが第三者に漏洩した可能性があるとき
- (5) タブレットが正常に動作しなくなったとき
- (6) タブレットに係るデータの改ざん・抹消、不正使用、無権限者のアクセス、ウイルスの侵入等、又は、それらのおそれのある事実を発見したとき

(細 目)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、タブレットの使用・管理等について必要な事項は、豊中市教育長又は管理責任者が定める。

附 則

この規程は、令和 2 年（2020 年）8 月 31 日から実施する。